明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（二六〇）　二

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二六一）　五

○独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令（二六二）　六

○放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二六三）　六

○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（二六四）　六

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務二三八）　六

○円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二二四、二二五）　六

○肥料を登録した件（農林水産一五七一）　八

○保安林の指定を解除する件（同一五七二～一五七九）　八

○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一九四～一九六）　八

〔人事異動〕

内閣　法務省　農林水産省　静岡県横浜市　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

法　務　一〇

公証人任免（法務省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁　九

財団、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇

会社その他　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第二六〇号）（厚生労働省）

一　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

電子資格確認を受けることができない状況にある自衛官等に対し、当該自衛官等に係る情報を記載した書面を交付すること等とされたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第一七条の八の四関係）

二　国民健康保険法施行令の一部改正関係

療養の給付等に代えて特別療養費が支給される保険料滞納世帯主等（国民健康保険法第五四条の三第一項に規定する保険料滞納世帯主等をいう。以下この二において同じ。）の対象から除かれる特別の事情及び特別療養費の支給対象となっている保険料滞納世帯主等に療養の給付等を支給することとなる特別の事情を定めることとした。（第二八条の六及び第二八条の七関係）

三　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正関係

二に準じた改正を行うとともに、被保険者証に代えて、電子資格確認を受けることができない状況にある者に対し、当該者に係る情報を記載した書面を交付すること等とされたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第二条第三号、第一二条の二及び第一二条の三関係）

四　経過措置

1　船員保険法第二八条の二第一項等に規定する書類の職権による交付について行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（2において「改正法」という。）附則第一五条第一項の規定を準用する場合における必要な読替えを定めることとした。

2　改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に被保険者証の交付を受けている者が同号に掲げる規定の施行の日（3及び五において「第二号施行日」という。）以後に保険料を納付しない場合における被保険者証の返還については、なお従前の例によることとした。

3　第二号施行日前にした行為及び2によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。

五　施行期日

この政令は、第二号施行日（令和六年一二月二日）から施行することとした。

◇住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二六一号）（国土交通省）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年九月一日とすることとした。

◇独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令（政令第二六二号）（国土交通省）

1　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四三号）の一部の施行に伴い、独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成一九年政令第三〇号）について所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年九月一日）から施行することとした。

◇放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二六三号）（総務省）

放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三六号）の施行期日は、令和七年一〇月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和六年八月一五日とすることとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第二六四号）（防衛省）

1　令和六年三月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合における償還金の算定の基礎となる金額について、防衛省設置法第一六条第一項第一号の教育訓練を修了した者においては四、三八〇万円、同項第二号の教育訓練を修了した者においては九三一万円、同項第三号の教育訓練を修了した者においては九三〇万円とすることとした。（別表第一一関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年八月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十四条の三第一項及び第四項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条並びに第八十二条第一項及び第四項、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十八条及び第四十一条、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第十五条第二項及び第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第七条）
第二章　経過措置（第八条―第十一条）
附則

第一章　関係政令の整備等

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第一項中「第十七条の八」を「第十七条の八の四」に改める。

第十七条の八の三の次に次の一条を加える。

（自衛官等であることの確認）

第十七条の八の四　法第二十二条第六項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは同項に規定する電磁的方法により同項の防衛省令で定める事項の提供を受けた自衛官等は、当該書面又は当該事項を防衛省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第十七条の五の二第一項並びに前条第二項の規定により読み替えて適用する第十七条の四第一項、第十七条の四の三第一項、第十七条の四の四第一項及び第十七条の四の五第一項の確認を受けることができる。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第二条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条から第一条の三までを削る。

第二条中「法」を「国民健康保険法（以下「法」という。）」に改め、同条を第一条とする。

第三条第五項中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条を第二条とし、第四条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（会長）

第四条　協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2　会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条　削除

第二十五条の二を削る。

第二十六条中「第二十三条から第二十五条まで」を「前三条」に改める。

第二十七条の二第一項中「（地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を加える。

第二十八条の六中「第五十四条の三第二項」を「第五十四条の三第六項」に改め、同条を第二十八条の八とし、第二十八条の五の次に次の二条を加える。

（法第五十四条の三第一項に規定する政令で定める特別の事情）

第二十八条の六　法第五十四条の三第一項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。次条において同じ。）を納付することができないと認められる事情とする。

一　世帯主又は組合員がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかつたこと。

二　世帯主若しくは組合員又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。

三　世帯主又は組合員がその事業を廃止し、又は休止したこと。

四　世帯主又は組合員がその事業につき著しい損失を受けたこと。

五　前各号に類する事由があつたこと。

（法第五十四条の三第四項に規定する政令で定める特別の事情）

第二十八条の七　法第五十四条の三第四項に規定する政令で定める特別の事情は、世帯主又は組合員が滞納している保険料につきその額が著しく減少したこと又は前条に定める事情とする。

第二十九条の五中「第一条の」を「第二十八条の六の」に改め、同条後段を削る。

第三十条中「被保険者証の交付の請求又は返還」を「法第九条第二項及び第四項の規定による求め」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第三条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の二」を「第五条」に改める。

第二条第三号中「第五十四条第三項」の下に「及び第五項」を加え、「被保険者証の交付の申請」を「求め」に、「及び当該被保険者証」を「並びに当該求めに係る書面」に、「同条第八項の規定により交付される被保険者証の引渡し」を「同条第三項及び第五項に規定する電磁的方法による提供」に改め、同条第四号及び第五号を削り、同条第六号中「第五十四条第十一項」を「第五十四条第七項」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第七号を第五号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第五条を削り、第五条の二を第五条とする。

第十二条の次に次の二条を加える。

（法第八十二条第一項に規定する政令で定める特別の事情）

第十二条の二　法第八十二条第一項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料を納付することができないと認められる事情とする。

一　保険料を滞納している被保険者又はその属する世帯の世帯主（以下この条において「滞納被保険者等」という。）がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかつたこと。

二　滞納被保険者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。

三　滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は休止したこと。

四　滞納被保険者等がその事業につき著しい損失を受けたこと。

五　前各号に類する事由があつたこと。

（法第八十二条第四項に規定する政令で定める特別の事情）

第十二条の三　法第八十二条第四項に規定する政令で定める特別の事情は、被保険者が滞納している保険料につきその額が著しく減少したこと又は前条に定める事情とする。

第十三条第一項中「第八十二条第二項」を「第八十二条第六項」に改め、同条第二項中「法第八十二条第二項」を「法第八十二条第六項」に改め、同項の表第六十五条の項中「被保険者証が交付されているならば療養」を「第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている同条第一項に規定する保険料滞納者（以下この条、第七十六条第二項第一号及び第七十九条第二項において単に「保険料滞納者」という。）がこれらの規定の適用を受けていないとすれば療養」に、「被保険者証が交付されているならば」を「、第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納者がこれらの規定の適用を受けていないとすれば」に改め、同表第七十条第二項の項及び第七十二条第二項の項中「第八十二条第二項」を「第八十二条第六項」に改め、同表第七十六条第二項第一号の項及び第七十九条第二項の項中「被保険者証が交付されているならば」を「第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納者がこれらの規定の適用を受けていないとすれば」に改める。

第十四条第一項第一号リ及びヌ中「第八十二条第二項」を「第八十二条第六項」に改める。

第十七条中「第四条」を「第十二条の二」に改める。

第三十五条の表第三十条の項を次のように改める。

第三十条	保険給付に	高齢者医療確保法第五十六条に規定する後期高齢者医療給付（以下「後期高齢者医療給付」という。）に
	法第九条第二項及び第四項	高齢者医療確保法第五十四条第三項及び第五項

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第四条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第三号中「第九項」を「第五項」に、「同条第十四項」を「同条第六項」に改める。

第二十七条第一号ハを次のように改める。

ハ　その者が属することとなつた世帯に既に国民健康保険の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その世帯に属する被保険者のうちいずれかの者に係る被保険者記号・番号をいう。以下この条において同じ。）

第二十七条第一号に次のように加える。

ニ　ハに規定する場合において、当該世帯の世帯主が国民健康保険法第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けているときは、その旨

第二十七条第二号中「その者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されている場合には、その者に係る被保険者記号・番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されている場合には、その旨及びその者に係る国民健康保険の被保険者証に記載された被保険者記号・番号」を「次に掲げる事項」に改め、同号に次のように加える。

イ　その者に係る被保険者記号・番号

ロ　その者が属する世帯の世帯主が国民健康保険法第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている場合には、その旨

第二十七条第三号ロを次のように改める。

ロ　その者が属することとなつた世帯に既に国民健康保険の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その世帯に属する被保険者のうちいずれかの者に係る被保険者記号・番号

第二十七条第三号に次のように加える。

ハ　ロに規定する場合において、当該世帯の世帯主が国民健康保険法第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けているときは、その旨

第二十七条第四号ロを次のように改める。

ロ　その者に係る被保険者記号・番号

第二十七条第四号に次のように加える。

ハ　その者が属する世帯の世帯主が国民健康保険法第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている場合には、その旨

第三十条第一項中「国民健康保険の被保険者証若しくは被保険者資格証明書、後期高齢者医療の被保険者証（高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項の被保険者証をいう。）若しくは被保険者資格証明書（同法第五十四条第七項の被保険者資格証明書をいう。）」を「国民健康保険法第九条第二項に規定する書面、高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項に規定する書面」に改める。

（行政手続法施行令の一部改正）

第五条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号中「第五十四条の三第二項」を「第五十四条の三第六項」に改める。

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第六条　個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等

第一条第七号を次のように改める。

七　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等

第一条中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第三項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

第二十二条第一項第一号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

（公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正）

第七条　公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第二章　経過措置

（職権による交付に関する読替え）

第八条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により改正法第六条の規定による改正後の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の二第一項の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について改正法附則第十五条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。）」とあるのは「全国健康保険協会（船員保険法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会をいう。）」と、「第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段」とあるのは「第六条の規定による改正後の同法第二十八条の二第一項前段」と読み替えるものとする。

2　改正法附則第十五条第二項の規定により改正法第八条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第六項の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について改正法附則第十五条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。）」とあるのは「国」と、「第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段」とあるのは「第八条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第六項前段」と、「被保険者」とあるのは「本人」と、「厚生労働省令」とあるのは「防衛省令」と読み替えるものとする。

3　改正法附則第十五条第二項の規定により改正法第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十三条の二第一項の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について改正法附則第十五条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。）」とあるのは「国家公務員共済組合法第三条に規定する組合」と、「第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段」とあるのは「第九条の規定による改正後の同法第五十三条の二第一項前段」と、「被保険者」とあるのは「同法に基づく共済組合の組合員」と、「厚生労働省令」とあるのは「財務省令」と読み替えるものとする。

4　改正法附則第十五条第二項の規定により改正法第十条の規定による改正後の国民健康保険法第九条第二項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について改正法附則第十五条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。）」とあるのは「市町村（特別区を含む。）又は国民健康保険法第十三条第一項に規定する組合」と、「第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段」とあるのは「第十条の規定による改正後の同法第九条第二項前段（同法第二十二条において準用する場合を含む。）」と、「被保険者」とあるのは「世帯主又は組合員」と読み替えるものとする。

5　改正法附則第十五条第二項の規定により改正法第十一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第五十五条の二第一項の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について改正法附則第十五条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。）」とあるのは「地方公務員等共済組合法第三条に規定する組合」と、「第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段」とあるのは「第十一条の規定による改正後の同法第五十五条の二第一項前段」と、「被保険者」とあるのは「同法に基づく共済組合の組合員」と、「厚生労働省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

6　改正法附則第十五条第二項の規定により改正法第十二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について改正法附則第十五条第一項の規定を準用する場合においては、同項中「保険者（健康保険法第四条に規定する保険者をいう。）」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合」と、「第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段」とあるのは「第十二条の規定による改正後の同法第五十四条第三項前段」と読み替えるものとする。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に市町村（特別区を含む。）又は国民健康保険組合から被保険者証の交付を受けている世帯主又は組合員が同号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）以後に保険料を納付しない場合における被保険者証の返還については、なお従前の例による。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十条　改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合から被保険者証の交付を受けている被保険者が第二号施行日以後に保険料を納付しない場合における被保険者証の返還については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十一条　第二号施行日前にした行為及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則

この政令は、第二号施行日（令和六年十二月二日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
厚生労働大臣　武見　敬三
防衛大臣　木原　稔

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年八月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十一号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年九月一日とする。

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年八月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十二号

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ハ中「第二項第三号、第四号、第六号及び第七号」を「第二項第五号、第六号、第八号及び第九号」に改め、同項第三号イ中「第十三条第二項第三号」を「第十三条第二項第五号」に改める。

附　則

この政令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年九月一日）から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年八月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十三号

放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

放送法の一部を改正する法律の施行期日は令和七年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和六年八月十五日とする。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年八月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十四号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十一イの表平成二十七年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和六年三月	四千三百八十万円

別表第十一ロの表平成三十年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和六年三月	九百三十一万円

別表第十一ハの表平成三十年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和六年三月	九百三十万円

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　木原　稔
内閣総理大臣　岸田　文雄